

有料職業紹介 基本契約書

令和 年 月 日

甲

乙 有限会社 キャリアインテック

有料職業紹介 基本契約書

本書は職業安定法に基づく民営有料職業紹介事業に関する契約として、

_____（以下「甲」という）と、有限会社 キャリアインテック
（以下「乙」という）は、乙の行う有料職業紹介事業に関し、以下のとおり締結する。

第1条（業務内容）

甲の採用に必要な人材の情報提供。甲が望まれる人材を幅広く発掘するための募集活動、および人材の紹介。

第2条（紹介手数料）

紹介手数料は、甲より乙に支払われる成功報酬とする。一名あたりの金額は採用内定者の理論年収の20%とする。また、理論年収とは以下の式で計算された額を適用するものとする。

理論年収＝（月額給×12か月）＋（予定賞与額）

補足1 月額給とは、基本給＋家族手当・住宅手当・役職手当・夜勤手当など諸手当で算出し、通勤手当・超過勤務手当（残業手当）は含まない。

補足2 年俸制の場合は年俸額を適用する。

第3条（紹介手数料の支払い）

常勤者採用の場合

甲が採用候補者を雇用した日付で乙は請求書を発行する。甲は請求書発行月の翌月末日までに第2条に基づく紹介手数料を乙の指定する銀行口座振込みにより支払うものとする。

振込先

大分銀行 鶴崎支店 普通預金 5289886

有限会社キャリアインテック

第4条（紹介手数料の返還）

採用内定者が甲に入職後3か月以内で、自己都合により退職した場合は、乙は甲に次の通り紹介手数料を返還するものとする。甲の責による退職の場合、本項は適用されない。

常勤者採用の場合

- | | |
|-------------------|------|
| ①入社後1か月以内の場合 | …80% |
| ②入社後1か月から2か月以内の場合 | …50% |
| ③入社後2か月から3か月以内の場合 | …10% |

第5条（守秘義務）

甲及び乙は本契約に関連して知り得た選考対象者など第三者に関する情報ならびに甲乙相互の秘密、又は不利益となる情報に関して守秘義務を負うものとする。

第6条（個人情報の取扱い）

甲及び乙は本契約に関連して提供あるいは保管する個人情報について個人情報保護法を遵守し適切かつ厳重に管理することとする。必要時には適切な方法で速やかに削除あるいは返却するものとする。

第7条（サービス関連事項）

乙が選考選抜した人材を甲が乙の合意なく直接接触し、採用を決定して入社せしめた場合もサービスを通じて甲が人材採用を決定したものとみなし、乙は第2条に基づき手数料を甲に請求することができる。

第8条（契約期間）

本契約の有効期間は契約締結時より1年間とする。但し甲又は乙より解約の申し出の無い限り同期間継続し、以後も同様とする。

第9条（暴力団等の排除）

1. 甲が次の各号の一に該当した場合は、乙はなんらの通知、催告を要せず直ちにこの基本契約の全部または一部を解除することができる。
 - ① 甲または甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）であるとき、または、暴力団等であったことが認められるとき。
 - ② 甲または甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団等への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき。
 - ③ 甲または甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、自らあるいは第三者を利用して乙に対し、暴力的または威迫的な行為、もしくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行ったとき。
 - ④ 甲がこの基本契約の履行のために契約する者が前3号のいずれかに該当するとき。
2. 乙が前項の規定により基本契約の全部または一部を解除した場合は、甲に損害が生じても、乙はこれを一切賠償しない。

第10条（本契約の未記載事項）

本契約書に定めのないことに関しては、その都度甲乙協議の上これを解決するものとする。

第 11 条（特約条項）

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲

㊟

乙 4 4－ユー 3 0 0 1 3 3
大分市北鶴崎 2 丁目 7 番 11 号 法務ビル 1 F
有限会社 キャリアインテック
代表取締役 関 隆行

㊟